

令和2年度

第9回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和2年11月13日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和2年度第9回千葉市農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	11件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	38件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉市農用地利用集積計画(案)の決定について	78件
議案第7号	農用地利用配分計画（案）の意見について	3件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	13件
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	46件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	6件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	24件
報告第6号	荒廃農地の非農地化について	41件
報告第7号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件

<出席委員> (16名)

1番 小川友安	2番 浅川政明
3番 深谷耕司	4番 齊藤元治
5番 清宮惠理子	6番 槇本泉
7番 長谷川秀明	9番 長谷部衡平
10番 中村浩道	11番 秋庭重樹
12番 佐々木貴史	13番 猪野桃夫
14番 齊藤憲次	15番 石井一也
16番 市原律子	17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

8番 横山清亮

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎	次長 岡本茂之
次長補佐 天野秦男	農地利用最適化推進班長 江上章子
農地保全班長 原田賢一	農地審査班長 小堀紀明
農地指導班長 長谷川隆之	

開 会 （ 午前10時00分 ）

議長
(長谷部会長)

ただいまより、令和2年度第9回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 10番 中村 浩道 委員

議席番号 11番 秋庭 重樹 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

はじめに第1項です。

議案書1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページ及び2ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区和泉町に在住の方が、義務者であります花見川区こてはし台4丁目に在住の方が所有する若葉区和泉町及び若葉区中野町の農地を、新規就農のため、所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、実家や知り合いの農家の手伝いを通じて、農業の経験を積んできたとのことでした。

また、生活費用は、土木建設会社の会長職による収入を得ておりますので、今後、兼業農家として農業を行っていくとのことでした。

将来においては、規模拡大や法人化を視野に入れて取り組みたいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第2項です。

お手元の資料3ページから9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都港区に本店の所在する法人が、義務者であります中央区宮崎町に在住の方が所有する若葉区中田町の農地を、農業用機器の開発のため、賃借権を設定するものです。

面接した権利者によりますと、IT事業を主軸とした企業であり、そのノウハウを活かして、平成30年度からの経営計画で、農業分野に寄与する製品開発に乗り出しています。

具体的には、震災被災地の復興を目的とした国の事業に、スマート事業の推進に取り組んでいる法人と共に参画し、福島県の果樹農業を支援しているとのことでした。

農業従事者は4名であり、その中には、短期大学で農学を専攻し、実家が農家であり、農産物の栽培経験を有している方がいます。

事業の運用資金は、既存のIT事業により賄うとのことでした。

将来においては、農業機器の販売による収益確保を目指しております。また、農業機器を購入された農家へのケアや更なる農業機器の向上が必要なため、農地の継続的な利用且つ規模拡大も考えているとのことでした。

なお、本項は、農地法施行令第2条に定める不許可の例外規定である、農地における耕作が、当該法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究のために行われると認められる場合に、該当すると判断いたしました。

申請地の取得後の作目は、きゅうり、トマト、ミニトマト、ナス、シシトウを予定しております。

次に第3項です。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります花見川区畑町に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方が所有する花見川区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第4項です。

本案件は、第5項と関連案件となります。

議案書2ページをご覧ください。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区長沼町に在住の方が、義務者であります稲毛区長沼町に在住の方が所有する稲毛区長沼町の農地を、単独所有とするため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ほうれん草とキャベツを予定しております。

次に第5項です。

議案書3ページをご覧ください。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります稲毛区長沼町に在住の方が、義務者であります稲毛区長沼町に在住の方が所有する稲毛区長沼町の農地を、単独所有とするため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ほうれん草とキャベツを予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります長野県上水内郡信濃町に在住の方外1名が所有する若葉区野呂町の農地を、賃借している農地の権利を取得するため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、菊芋、じゃがいもを予定しております。

次に第7項です。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区桜木6丁目に在住の方が、義務者であります花見川区作新台3丁目に在住の方外2名が所有する若葉区桜木6丁目の農地を、単独所有とするため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、芝生を予定しております。

次に第8項です。

本案件は、第9項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書4ページ及び5ページをご覧ください。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区川井町に在住の方が、義務者であります若葉区川井町に在住の方外1名が所有する若葉区川井町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、ネギを予定しております。

次に第10項です。

お手元の資料15ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区高田町に在住の方が、義務者であります緑区誉田町2丁目に在住の方外4名が所有する緑区高田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、人参、小松菜を予定しております。

次に第11項です。

議案書6ページをご覧ください。

お手元の資料16ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります緑区辺田町に在住の方が、義務者であります緑区辺田町に在住の方が所有する緑区辺田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

申請地の取得後の作目は、落花生、白菜、冬瓜、里芋などを予定しております。

事前審査第2班としましては、第1項及び第3項から第11項は農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しております。

また、第2項は、農地法施行令第2条第1項第1号イの例外規定によるため、農地法第3条第2項ただし書きによって「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」を除いた、農地法第3条第2項各号の「地域調和要件」等に適合しております。

つきましては、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。
ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案第2号ですが、第1項から第30項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに第1項です。

本案件は、第2項から第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書7ページから9ページをご覧ください。

お手元の資料17ページから19ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から南西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロック及び擁壁を設置し、土砂の流出を防止し

ます。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第7項です。

本案件は、第8項から第13項と一体案件であり、また次の第14項から第18項までが一体案件となります。それぞれの一体案件が同一事業者であるため、一括してご説明いたします。

議案書10ページから15ページをご覧ください。

お手元の資料20ページから26ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから北東に約1.4キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は長期に渡って耕作されていない農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第19項です。

本案件は、第20項から第29項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書16ページから21ページをご覧ください。

お手元の資料27ページから52ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、第19項から第25項と、第27項、第28項は太陽光発電施設用地、第26項は駐車場用地、第29項は資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから北東に約1.9キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は長期に渡って耕作されていない農地で、周辺は農地と事業所が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第30項です。

議案書21ページをご覧ください。

お手元の資料53ページから56ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから北東に約1.6キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は、原則、転用不可とされておりますが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、集落に接続して設置される住宅であることから例外として認められるものです。

現況は長期に渡って耕作されていない農地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は雨水浸透柵にて処理します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第31項です。

議案書22ページをご覧ください。

お手元の資料57ページをご参照ください。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から南西に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、下水道管、ガス管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に交通施設である千葉都市モノレール動物公園駅と千葉都市モノレールスポーツセンター駅があることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。
他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第32項です。

お手元の資料58ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR誉田駅から東に約900メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、側溝に接続し、雨水は雨水浸透貯留槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第33項です。

議案書23ページをご覧ください。

お手元の資料59ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR土気駅から北に約1.6キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロック及び擁壁を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は雨水浸透槽にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第34項です。

お手元の資料60ページをご参照ください。

本案件は、資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市立天戸中学校から南東に約300メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、土留板及び緩衝地を設け、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第35項です。

議案書24ページをご覧ください。

お手元の資料61ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、賃借権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立犢橋中学校から北東に約350メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロック及びフェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水について、雨水は、申請土地内に緩やかな傾斜をつけ側溝にて処理します。

次に第36項です。

本案件は第37項と一体案件であり、また第38項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書24ページ及び25ページをご覧ください。

お手元の資料62ページ及び63ページをご参照ください。

本案件は、第36項及び第37項は従業員用駐車場用地、第38項は重機用駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレール小倉台駅から南東に約1.1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地

で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、農地法上の許可要件を満たしており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

橋本委員

2点ございます。まず1点目は太陽光発電施設用地の件について、第7項から第13項までと第14項から第18項までの発電出力を合わせると999.8キロワットと非常に大規模であると思いますが、地元説明会は行っているか、また行っている場合はどのような意見が出されたかについて伺いたいと思います。

事務局

事業者が地元の自治会長へ説明に伺い、説明会を開催するか回覧板で対応するかを相談した結果、回覧板で概要について周知することとなりました。住民の方から意見等があった場合は事業者にご連絡することとしております。先日の現地調査の際に事業者にご確認したところ、住民から意見等は出ていないとの回答がありました。

橋本委員

では、説明会ではなく回覧板で対応したということですね。

事務局

はい。自治会長と相談した結果、その方法でよいとの承諾を得ましたので、回覧板での対応となりました。

橋本委員

わかりました。2点目は同じ案件の図面で東側と西側を合わせると約2ヘクタールになります。さきほど雨水排水は自然浸透で処理するとの説明がありましたが、これほど大きな面積のところにはパネルが設置されている状況では申請地内だけで雨水は自然浸透しないと思われます。図面を見ると周辺は荒廃農地の体をなしており、そこで自然浸透するのであれば問題ないとは思いますが

が、農地と接する住宅や道路がありますが大丈夫でしょうか。

事務局

基本的には素地に杭を打ち込む方式になっており、事業者からは自然浸透で対応できるとの説明を受けております。なお、この事業者は別の場所でも同じ規模で事業を行っており、今のところ住民に被害が発生したことはないため、この地域でもこの規模でやる場合には問題がないだろうとの説明を受けております。

橋本委員

東側については周辺には道路が網羅されているかと思うのですが、それらへの影響は大丈夫でしょうか。

事務局

繰り返しの説明になってしまいますが、事業者からは素地に杭を打ち込む方式で行うため、周辺に水が流出することはないと聞いております。

橋本委員

西側については市道に接続して住宅にかなり近接しておりますが、この状態でも自然浸透するのですか。私は現地を見ていませんが。

事務局

田の方が住宅地より低いところにありますので、田から住宅地に水が流れ込むことは考えにくいと思われま。

長谷川委員

現地調査に行きましたが、北東の千葉県立千葉大宮高等学校の西側には荒地が続いており土地が下がっているため、そこに降った雨が住宅地に流れることはないと思います。

橋本委員

わかりました。次に第30項について、第1種農地は原則転用不可で、集落に接続して設置される住宅であれば例外として認められることは承知しておりますが、家屋と家屋との距離が何メートル以内の場合を連たんするというのでしょうか。

事務局

千葉市では55メートル以内としております。

清宮
会長職務代理者

第30項について、北側に89平方メートルの畑がありますが、現在耕作していないのでしょうか。家が建つと北側のこの畑には陽が当たらなくなると思いますが、所有者がそのことを了承されているのかが気になりました。

事務局	北側の土地について議案資料には畑と表記していますが、こちらは以前に農地転用の許可を得ており、現時点では駐車場になっております。
清宮 会長職務代理人	第36項から第38項については、権利者が個人で農地を売買するということでしょうか。理由に「権利者の法人が所有する」と記されていますが、実際には法人が利用するものに対して個人が所有することに問題はありますか。
事務局	個人が土地の所有権を移転して法人に貸すことについては特に問題はございません。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は許可と決定いたします。
事前審査第2班 (長谷川班長)	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。 ご説明いたします。 議案書の26ページをご覧ください。 第1項です。 併せて、資料64ページから67ページ的位置図、公図及び土地利用計画図を御覧ください。 本件は、稲毛区弥生町に所在する法人が、千葉県農業委員会により平成29年10月13日付けで許可をした営農型太陽光発電設備について、初回の更新を行うものです。 発電出力は625キロワットで、パネルの設置面積は9537.75平方メートル、支柱の農地接地面積は、86.46平方メートルです。 更新期間は令和2年12月1日から令和5年11月30日まで

の3年間です。

また、今年2月に提出された、「営農型発電設備の下部の農地における農産物の状況報告」によると、当該法人はニンニクを生産しており、単収で10アール当たり355キログラムと報告を受けております。

当該法人としても、収量が伸び悩んでいることから、今後は、同一作物連作栽培による地力低下等に備え、輪作が可能となるよう、ニンニク栽培の他、キャベツ、生姜、葉ニンニクなども栽培し、経営改善を図っていくとのことです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ございましたら、挙手をもってお願いします。

橋本委員

この議案の案件は、発電出力625キロワット、売電価格27円となっておりますが、年間売電価格がわかれば教えてください。

事務局

年間の売電見込額は2,380万円です。

橋本委員

営農の適切な継続とは下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少していないことが条件になっています。さきほどの説明では単収で10アール当たり355キログラムとのことですが、この条件はクリアしているのでしょうか。

事務局

同地域や千葉県統計資料は確認できませんでしたが、農林水産省統計を参考までにお伝えします。全国の平均では829キログラムです。1位は青森県で964キログラムですが千葉県はニンニクの栽培がさかんではないので、仮に10位の宮崎県470キログラムと比較した場合には7割5分程度の収量となります。

橋本委員

そうすると2割以上減少していると思うのですが、このことに

対する指導は農政センターが行うのでしょうか。普通のニンニクは拳より小さめですが、現地で見たものは親指より少し大きい程度でした。なぜこのようなニンニクが売れるのかと尋ねたら加工用に回すとのことでした。摩り下ろすかスライスするかわかりませんが、いずれにしても収量355キログラムは非常に少ないと思います。

もう一点は、さきほどの説明では売電見込額が年間2,380万円で、下部の農地で栽培する作物の収量が8割を下回らない必要があるのですが、見ていると売電ありきになっている気がします。

そもそもニンニクを生産する農業技術を有しているかが気になっています。若い人で意欲はあるが技術が不足しているように思えるので、農政センターや千葉農業事務所が営農指導をしていただきたいと思います。

事務局

もちろん収量が上がらない状態が続けば指導は必要になるかと思いますが、当該法人については申請の段階でニンニクを2年間程度収穫して収量が伸びていないことも自覚しておりました。また、さきほど審査第二班長からの説明のとおり、ニンニクだけでなく収量を上げるためにキャベツ、生姜、葉ニンニクなどの栽培にも挑戦したいとの意欲が見られますので、今後も見守っていきたいと考えております。

橋本委員

わかりました。いずれにしても技術のない者を農政センターや千葉農業事務所が連携して指導していただきたいと思います。

齋藤(憲)委員

ニンニクは355キログラムの単収で、仮に1キログラム当たり1,000円とすれば約35万円の収入、これは年間の売電見込額2,380万円に対し約2パーセントにすぎず、これでは農業に注力することは難しいのではないかと思います。

農業に対する意欲はあるようなので、太陽光発電とは別の畑で農業をやる方が効率的ではないかと思います。

橋本委員

再生可能エネルギー特別措置法において太陽光発電は代表的なものとされているので、営農型太陽光発電を行うこと自体は致し方ない部分はあるかと思います。

しかしながら、農振農用地は本来、農地として農業生産のために使われるべきです。従って、農業従事者の方に対する支援も、

もっと力を入れた方がよいのではないのでしょうか。

事務局

10アール当たりの収量が355キログラムということなので、申請地における収入が35万円しかないということではありませんが、それでも少なく感じられるかもしれません。さきほど事務局からお伝えしましたように、ニンニクは全国的に統計にバラつきがあります。

また、国産ニンニクの単価は安くはなく、収益性は収量だけでは判断できないので、こうした点も踏まえつつ、農政センターで必要なサポートをしていくよう指示します。

佐々木委員

仮にですが、下部の農地における単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少した場合に、事業者に対しては指導にとどまらず、太陽光発電自体をやめさせることはあり得るのでしょうか。

事務局

基本的には収量を上げ条件を満たすよう、根気強く指導していくことになり、場合によっては別の作物の生産を促す等の助言をすることも考えられます。それでも状況に変化が見られないようであれば、そのような対応もあり得ます。

佐々木委員

キャベツや生姜なども栽培するとの説明がありましたが、太陽光パネルの下部の面積だけでキャベツを栽培しても、柱の間で栽培できない場所が1メートル近くあるので、スタート時から条件は満たさなくなるのではないかと思います。

事業者が営業に来て、営農型太陽光発電施設を設置しないか勧められることがあります。下部で栽培するものは比較的年数がかかるミョウガなどを勧められます。ニンニクは千葉県では収量計算ができないので2割以上減少の条件も判断できないために栽培を推奨するなど、つまり太陽光発電事業ありきの農地利用はどうかと思います。

議長
(長谷部会長)

今のお話にもありましたが、太陽光発電ありきの計画ではなく、農業の生産性を高めるための農地の利用方法を積極的に進めるようにした方が双方にとって有益であると考えられます。事務局も事業者に対するこうした指導をしていくようお願いしたいと思います。

他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の27ページをご覧ください。

第1項です。

東京都文京区在住の農業相続人が、被相続人である父親が所有し耕作していた中央区生実町の畑2筆、合計面積1,220平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようというものです。

当該農地については、10月2日に増田推進委員と事務局職員にて現地調査を実施しております。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

議案書の28ページをご覧ください。

第1項です。

若葉区大宮町に在住の方が所有している、中央区仁戸名町の畑1筆、面積889平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和2年10月26日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。

事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。説明は以上です。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

議場

—— 質問・意見等なし ——

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

—— 挙手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

次に、議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

それでは、事前審査第2班班長、説明をお願いします。

ご説明いたします。

議案書の29ページをご覧ください。

第2項から30ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区大高町在住の農家の方が、同町在住の方、外1名が所有する同町の畑3筆、合計面積19,598平方メートルに賃借権または使用貸借権を設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「サラダ菜、キャベツなど」です。なお第2項は、ハウスを含む貸借です。

第4項は、若葉区貝塚2丁目在住の農家の方が、同区加曽利町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積2,392平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「キャベツ、ナス、小松菜」です。

次に、31ページをご覧ください。

第5項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,876平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「落花生、ニンジンなど」です。

第6項は、緑区平川町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積5,788平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「苗木」です。

次に、32ページをご覧ください。

第7項から33ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区大高町在住の農家の方が、同区大木戸町在住の方、外3名が所有する同区大高町及び同区平川町の畑6筆、合計面積14,343平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「わけネギ、キャベツ」です。

次に、34ページをご覧ください。

第11項から35ページの第13項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区越智町在住の農家の方が、同区誉田町2丁目在住の方、外2名が所有する同町及び同区越智町の畑6筆、合計面積9,997平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「大和芋、ゴボウ、わけネギ」です。

第14項から57ページの第57項は、権利者が同一のため一括して説明します。

件数が多いため、義務者及び申請土地に係る一覧表を資料6-14～57として添付しておりますので、あわせてご覧ください。

緑区大木戸町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方、外47名が所有する同町及び同区大椎町、大木戸町、越智町、及び大高町の畑135筆、合計面積198,234.4平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は第33項、57項が10年、そのほかは6年です。権利者の作付品目は「ゴボウ、大根など」です。

次に、57ページをご覧ください。

第58項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑2筆、合計面積1,523平方メートルに使用貸借権を再設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「大根、ニンジン、落花生」です。

次に、58ページをご覧ください。

第59項は、緑区大木戸町在住の農家の方が、同区板倉町在住の方が所有する同町及び同区大木戸町の畑4筆、合計面積8,178平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「ニンジン」です。

第60項から67ページの第77項は、権利者が同一のため一括して説明します。

件数が多いため、義務者及び申請土地に係る一覧表を資料6-60～77として添付しておりますので、あわせてご覧ください。

若葉区御成台1丁目所在の合同会社が、同区下泉町在住の方、外18名が所有する同区更科町、下田町、下泉町、及び御殿町の畑37筆、合計面積56,770平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は第74項、75項が10年、そのほ

かは6年です。権利者の作付品目は「大根、キャベツ、ニンジン」です。

第78項は、農地中間管理事業の一括方式によるもので、花見川区武石町1丁目在住の方が所有する同区幕張町4丁目の畑1筆、面積85平方メートルについて、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を介して、花見川区武石町1丁目在住の農家の方に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ニンジン」です。

第2項から第78項の合計面積は、318,784平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

橋本委員

議案第14項から第57項については権利者が同一で畑135筆、合計面積198,234.4平方メートルに賃借権を設定するもの、議案第60項から第77項についても権利者が同一で畑37筆、合計面積56,770平方メートルに賃借権を設定するものですが、千葉市は農地中間管理事業を推進しており、農業委員会会長から千葉市長に提出した「農地等の利用の最適化推進施策等に関する意見書」にもこのことが記載されています。これだけの面積があるにもかかわらず、なぜ農地中間管理事業への誘導ができなかったのでしょうか。

事務局

ご指摘のとおりです。今後、より積極的に対応していきたいと考えております。

橋本委員

農地中間管理事業に強制力はありませんが、国や県、市が推進していますので、制度のPRは必要ではないかと思えます。これ

だけの農地の中には一団化しているところもありますので、農地中間管理事業を活用すれば地域集積協力金や経営転換協力金の交付を受けられる可能性もありますので、是非今後も大規模な案件がありましたら、農地中間管理事業の活用について検討をよろしくお願いします。

佐々木委員

議案書の賃借権設定の箇所に収穫量の1パーセント、0.5パーセント等の表記がありますが、農業委員会が収穫量の何パーセントとするよう指導をしているのでしょうか。

事務局

農業委員会からは特にそのような指導をしておりません。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定といたします。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画（案）の意見について」を上程いたします

事前審査第2班班長、説明をお願いします。

事前審査第2班
(長谷川班長)

ご説明いたします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、中間管理権取得済み農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画（案）について、意見を求められたものです。

中間管理事業の手続きにつきましては、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きをまとめて行う一括方式が導入されたところですが、本案件は、これらの手続きを2段階に分けて行う従来方式の後半部分にあたります。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

議案書の69ページをお願いします。

第1項から第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区平川町の畑4筆、合計面積7,932平方メートルを、緑区おゆみ野中央9丁目所在の株式会社に賃借権を設定するもので、期間は、県の認可・公告の日から、第1項は令和6年6月30日までの約3年6か月、第2項は令和5年12月31日までの約3年間、第3項は令和10年12月31日までの約8年間で、権利者の作付品目は「ブルーベリー、イチゴ」です。本件は、中間管理機構を介して当該農地を借り受けていた農業者の病気による中途解約に伴い、新たな借り手に対して、再配分を行うものです。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

議案第7号の説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙 手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。

以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の71ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の72ページをご覧ください。

報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので議案書の73ページまでに13件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の74ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の80ページまでに46件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の81ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、議案書の82ページまでに6件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の83ページをご覧ください。

報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、議案書の85ページまでに24件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務

局に回答済みでございます。

議案書の86ページをご覧ください。

報告第6号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の88ページまでに41件ございました。

これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。

なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。

続きまして、議案書の89ページをご覧ください。

報告第7号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）」は、1件ございました。

内容につきましては、10月の総会で審議されたもので、10月16日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

議長

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等無いようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和2年度第9回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 (午前11時43分)